

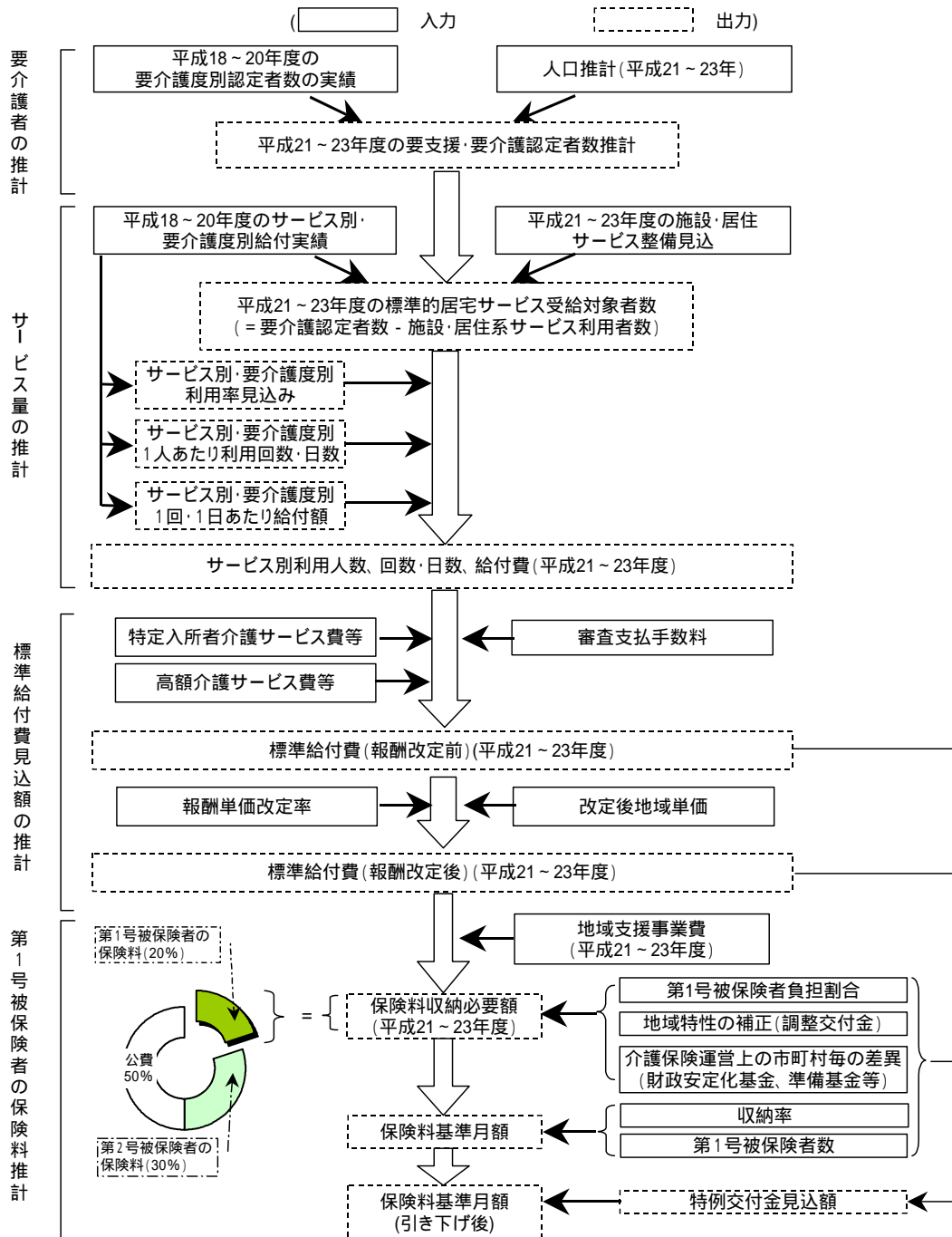
第7章 介護保険事業費など

1. 介護保険事業費等算出手順と第1号被保険者の保険料基準額など

65歳以上の方（第1号被保険者）が納付する介護保険料については、次のような手順で算出し、基準月額（第4段階の2）を決定します。

<第1号被保険者介護保険料の算出>

(1) 算出手順概要



(2) 要支援・要介護認定者数推計

要支援・要介護認定者数の推移をもとに、認定者数の動向を予測します。

各年度の要介護度別認定者数

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	1,964人	1,768人	1,834人	1,942人	2,023人	2,093人
要支援2	1,196人	1,769人	1,909人	2,003人	2,109人	2,207人
要介護1	2,465人	1,429人	1,294人	1,262人	1,260人	1,264人
要介護2	1,885人	2,116人	2,270人	2,346人	2,457人	2,563人
要介護3	1,736人	2,075人	2,044人	2,213人	2,346人	2,464人
要介護4	1,215人	1,376人	1,389人	1,478人	1,539人	1,597人
要介護5	983人	1,020人	1,074人	1,093人	1,132人	1,166人
合計	11,444人	11,553人	11,814人	12,337人	12,866人	13,354人

各年度10月時点の実績値及び推計値

(3) 施設・居住系サービス利用者数推計

施設・介護専用居住系サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護(介護専用)、地域密着型特定施設入居者生活介護)の今後の利用者数を、平成18～20年度の要介護度別の施設・介護専用居住系サービス利用者の割合及び、平成21～23年度の整備予定床数(定員数)を勘案し推計します。

介護専用以外の居住系サービス(特定施設入居者生活介護(介護専用以外)、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)の今後の利用者数を平成18年～20年度の要介護度別の施設・介護専用居住系サービス利用者の割合及び、平成21～23年度の整備予定床数(定員数)を勘案し推計します。

要支援・要介護認定者数の推計を参考に、各年度の施設・居住系サービス別利用者数を見込みます。

各年度の施設別利用者数推計

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	1,131人	1,131人	1,207人
介護老人保健施設	678人	678人	678人
介護療養型医療施設	237人	237人	201人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0人	0人	0人
認知症対応型共同生活介護	403人	403人	403人
特定施設入居者生活介護(介護専用)	0人	0人	0人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人
特定施設入居者生活介護(介護専用以外)	408人	490人	568人
介護予防認知症対応型共同生活介護	2人	2人	2人
介護予防特定施設入居者生活介護	110人	132人	153人

第7章 介護保険事業費など

(4) 標準的居宅サービス利用者数推計

平成18～20年度における要介護度別居宅サービス利用者割合を参考に、平成21～23年度の要介護度別標準的居宅サービス(介護給付・予防給付)利用者数を推計します。

標準的居宅サービス利用者数

要介護者数から施設・居住系サービス利用者数を引いた数に、平成20年度における居宅サービス受給率の見込みを乗じた数

標準的居宅サービス(介護給付・予防給付)利用者数推計

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	1,178人	1,223人	1,260人
要支援2	1,402人	1,474人	1,538人
要介護1	819人	803人	788人
要介護2	1,692人	1,773人	1,846人
要介護3	1,252人	1,351人	1,419人
要介護4	675人	714人	745人
要介護5	379人	399人	422人
合計	7,397人	7,737人	8,018人

(5) 標準給付費(報酬改定前)の算出

居宅サービス及び施設・居住系サービス等の見込みにもとづいて、平成21～23年度の介護保険のサービス全体の給付費を算出します。

標準給付費(報酬改定前)の見込み

	第4期介護保険事業計画期間			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
総給付費	17,101,816,978円	17,908,065,990円	18,554,035,070円	53,563,918,038円
居宅サービス	8,367,757,516円	8,934,521,661円	9,417,152,737円	26,719,431,914円
施設サービス	6,154,368,446円	6,158,949,032円	6,209,610,460円	18,522,927,938円
地域密着型サービス	1,321,535,421円	1,469,230,393円	1,510,321,141円	4,301,086,955円
介護予防サービス	1,250,811,169円	1,329,023,600円	1,398,331,965円	3,978,166,734円
介護予防地域密着型サービス	7,344,426円	16,341,304円	18,618,767円	42,304,497円
特定入所者介護サービス費等	626,000,000円	626,000,000円	638,000,000円	1,890,000,000円
高額介護サービス費等	307,900,000円	322,400,000円	334,000,000円	964,300,000円
審査支払手数料	29,640,000円	30,970,000円	32,110,000円	92,720,000円
標準給付費見込額合計(報酬改定前)	18,065,356,978円	18,887,435,990円	19,558,145,070円	56,510,938,038円

(6) 地域支援事業費の算出

平成21年度～23年度の地域支援事業費を推計します。

地域支援事業費の見込み

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
地域支援事業(額)	541,071,000円	565,693,000円	585,781,000円	1,692,545,000円
地域支援事業(率)	3.00%	3.00%	3.00%	

表中の比率は標準給付費(審査支払手数料を除く)に対する地域支援事業費の比率を表しています。

(7) 保険料収納必要額の算出

標準給付費及び地域支援事業費のうち第1号被保険者が負担する平均20%(平成21～23年度予定)にあたる金額を算出します。

第1号被保険者の保険料に影響する要素として以下のものがあります。

- 財政調整交付金
- 財政安定化基金
- 介護給付費準備基金取崩額

財政調整交付金とは、後期高齢者数や所得水準などの違いによる保険料の額への影響を標準化し、介護保険財政の安定化を図るものです。全国の平均値との比較により、額が変動します。

(ア) 後期高齢者加入割合補正係数

後期高齢者加入割合補正係数の算出に係る係数(全国平均)

前期高齢者加入割合	52.1%	……A
後期高齢者加入割合	47.9%	……B
前期高齢者の要介護者等発生率	4.7%	……C
後期高齢者の要介護者等発生率	30.1%	……D

奈良市の前期・後期高齢者加入割合

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
前期高齢者加入割合	54.8%	54.4%	54.2%	……E
後期高齢者加入割合	45.2%	45.6%	45.8%	……F

補正係数算出式

$$\frac{A \times C}{E \times C} + \frac{B \times D}{F \times D}$$

第7章 介護保険事業費など

(イ) 所得段階別加入割合補正係数

所得段階別加入割合補正係数の算出に係る係数(全国平均)

所得段階別加入割合		
第1段階	2.4%	……G
第2段階	16.8%	……H
第3段階	11.5%	……I
第4段階	32.3%	
第5段階	22.2%	……J
第6段階	14.8%	……K
合計	100.0%	

奈良市の所得段階別加入割合

所得段階別加入割合	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
第1段階	2.6%	2.6%	2.6%	……L
第2段階	15.8%	15.8%	15.8%	……M
第3段階	9.0%	9.0%	9.0%	……N
第4段階の1	20.7%	20.7%	20.7%	
第4段階の2	9.2%	9.2%	9.2%	
第5段階	8.7%	8.7%	8.7%	……O
第6段階	12.5%	12.5%	12.5%	
第7段階	14.5%	14.5%	14.5%	……P
第8段階	4.5%	4.5%	4.5%	
第9段階	2.6%	2.6%	2.6%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	

割合は小数第2位を四捨五入して表示しているため、合計表示が100%にならない場合があります。

補正係数算出式

$$1 - \{ 0.5 \times (L - G) + 0.5 \times (M - H) + 0.25 \times (N - I) - 0.25 \times (O - J) - 0.5 \times (P - K) \}$$

財政調整交付金見込率

平成21年度	平成22年度	平成23年度
3.43%	3.43%	3.43%

財政調整交付金見込額

平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
619,642,000円	647,839,000円	670,844,000円	1,938,325,000円

財政安定化基金とは、国、都道府県及び市町村が原資を負担し、都道府県が設置する基金で市町村に交付、貸与することにより保険財政の安定化を図るものです。第4期計画期間中は、基金として確保すべき額が満たされているため拠出はありません。

財政安定化基金拠出率…… 0.0 %

介護給付費準備基金は、介護保険制度が3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余分(第1号被保険者保険料)を適切に管理するために設けられているもので、基金に積み立てられた保険料は、最低限必要とする額を除き、第4期計画期間中に歳入として繰り入れます。

介護給付費準備基金取崩額…… 800,000,000 円

(8) 第1号被保険者の保険料基準額(報酬改定前)の算出

保険料収納必要額

式:	第1号被保険者負担分及び 財政調整交付金相当額	14,466,243,511円
-	財政調整交付金見込額	1,938,325,000円
+	財政安定化基金償還金	0円
+	財政安定化基金拠出金見込額	0円
-	介護給付費準備基金取崩額	800,000,000円
=		11,727,918,511円

保険料基準月額

式:	保険料収納必要額	11,727,918,511円
÷	予定保険料収納率	98.00%
÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数	264,187人
÷	12月分	
=		3,775円

第1号被保険者負担分とは、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の20%の額で、
財政調整交付金相当額とは、標準給付費見込額の5%の額です。

(9) 標準給付費(報酬改定後)の算出

介護報酬改定率を見込んで総給付費等を算出します。

標準給付費(報酬改定後)の見込み

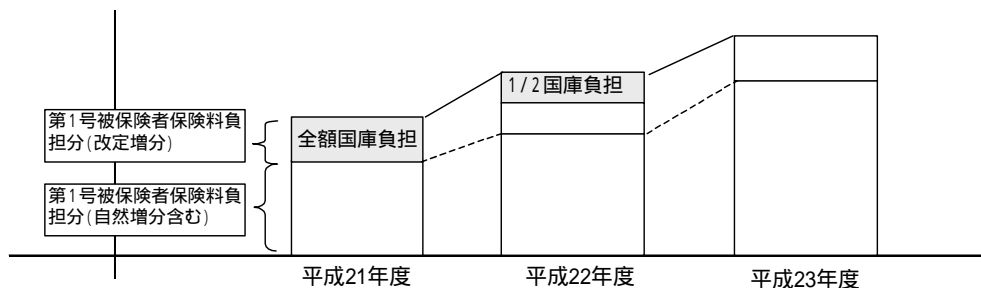
	第4期介護保険事業計画期間			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
総給付費	17,760,372,144円	18,596,905,387円	19,267,070,827円	55,624,348,358円
居宅サービス	8,692,041,700円	9,280,033,314円	9,780,654,341円	27,752,729,355円
施設サービス	6,395,459,140円	6,400,219,166円	6,452,865,200円	19,248,543,506円
地域密着型サービス	1,366,122,739円	1,519,444,872円	1,562,101,299円	4,447,668,910円
介護予防サービス	1,299,143,787円	1,380,263,614円	1,452,141,336円	4,131,548,737円
介護予防地域密着型サービス	7,604,778円	16,944,421円	19,308,651円	43,857,850円
特定入所者介護サービス費等	626,000,000円	626,000,000円	638,000,000円	1,890,000,000円
高額介護サービス費等	321,461,283円	336,599,927円	348,710,843円	1,006,772,053円
審査支払手数料	29,640,000円	30,970,000円	32,110,000円	92,720,000円
標準給付費見込額合計(報酬改定後)	18,737,473,427円	19,590,475,314円	20,285,891,670円	58,613,840,411円

第7章 介護保険事業費など

(10) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金(仮称)の算出

介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴い、平成21年度及び平成22年度の介護保険料の上昇分を抑制するために、特例交付金が交付されます。

介護報酬改定による給付費増に伴う交付金算定イメージ



(ア) 標準給付費の増加見込額

報酬改定に伴う標準給付費の増加見込額

総給付費(報酬改定前)	53,563,918,038円	……A
総給付費(報酬改定後)	55,624,348,358円	……B
報酬改定による総給付費の伸び率	3.85%	……C
高額介護サービスの伸び比	1.145	……D
高額介護サービス費等給付額(報酬改定前)	964,300,000円	……E
高額介護サービス費等給付額(報酬改定後)	1,006,772,053円	……F = E + (E × C × D)
報酬改定による標準給付費の増加分	2,102,902,373円	……G = (B - A) + (F - E)

(イ) 特例交付金の見込額

財政調整交付金見込率

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
財政調整交付金見込率	3.43%	3.43%	3.43%	……H

補正後被保険者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
補正後被保険者数	85,163人	88,015人	91,009人	……J
3年度合計	264,187人			……K

特例交付金見込額

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計	
交付割合(報酬改定増加分に対する割合)	100.0%	50.0%	0.0%		……L
特例交付金見込額	146,220,668円	75,558,705円	0円	221,779,373円	

特例交付金算出式

$$\text{式: } G \times (25\% - H) \times \frac{J}{K} \times L$$

(11) 第1号被保険者の保険料基準額(報酬改定後)の算出

保険料収納必要額

式:	第1号被保険者負担分及び 財政調整交付金相当額	14,991,969,103円
-	財政調整交付金見込額	2,010,454,000円
+	財政安定化基金償還金	0円
+	財政安定化基金拠出金見込額	0円
-	介護給付費準備基金取崩額	800,000,000円
=		12,181,515,103円

保険料基準月額

式:	保険料収納必要額	12,181,515,103円
÷	予定保険料収納率	98.00%
÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数	264,187人
÷	12月分	
=		3,921円

(12) 第1号被保険者の保険料基準額(特例交付金による引き下げ後)の算出

特例交付金の引き下げ額

	平成21年度	平成22年度	
特例交付金見込額	146,220,668円	75,558,705円	……A
保険料収納率	98.0%		……B
補正後被保険者数	85,163人	88,015人	……C
特例交付金による引き下げ影響額(月額)	146円	73円	……D = A ÷ (C × B) ÷ 12

保険料基準月額(特例交付金による引き下げ後)

	報酬改定増加分反映後	特例交付金による引き下げ額	基準月額(第4段階の2)
平成21年度	= 3,921円	- 146円	= 3,775円
平成22年度	= 3,921円	- 73円	= 3,848円
平成23年度	= 3,921円	- 0円	= 3,921円

2. 介護保険料の軽減について

第4期介護保険事業計画期間中の第1号被保険者保険料は、高齢者数や要介護認定者数の増加による介護給付費総額の増大、さらに第1号被保険者保険料の介護給付費への負担割合が、19%から20%に増えたことから必然的に上昇することになります。

第3期介護保険事業計画中は、税制改正による高齢者の非課税限度額の廃止に伴い、所得段階が上昇する被保険者に対し、激変緩和措置を講じてきましたが、平成20年度をもって終了します。その人たちの負担増を軽減するため、第4期介護保険事業計画では、保険料所得段階区分第4段階を2区分するとともに、これまでの第5段階の中に合計所得金額125万円未満で1つ段階を増やし、9段階（実質10段階）に細区分します。

次に、介護従事者の処遇改善を図るために平成21年度介護報酬改定率を3.0%と決定されたことに伴い、介護保険料は上昇しますが、平成21年度は介護保険料の上昇分の全額を、平成22年度はその半額を国が負担する緊急特別対策措置がとられました。このことにより、平成21年度及び平成22年度の介護保険料は軽減することになりました。

3. 介護保険料の減免について

介護保険料の減免については、国が提示している介護保険料を減免する場合の三原則（1. 全額免除をしない。2. 一律ではなく個別申請に基づき収入資産等の状況を総合的に把握して個別判定を行う。3. 一般財源から繰入しない。）を遵守した上で、生活保護世帯を除く第1段階から第3段階の人で、介護保険料の納付がきわめて困難な人を対象に、対象者の収入や預貯金等の状況により減免の割合を設定し、介護保険料の減免制度を引き続き実施することとします。

奈良市介護保険料率

保険料 所得段階	対象者	基準額に乗 じる割合	保険料率		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.45	20,400円	20,800円	21,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	0.45	20,400円	20,800円	21,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の者 [第1段階・第2段階該当者を除く]	0.7	31,700円	32,300円	32,900円
第4段階の1	本人が市町村民税非課税の者(同一世帯に課税されている者がいる) [公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者]	0.9	40,800円	41,600円	42,300円
第4段階の2	本人が市町村民税非課税の者(同一世帯に課税されている者がいる) [第4段階の1該当者を除く]	1.0	45,300円	46,200円	47,100円
第5段階	本人が市町村民税課税の者 [本人の合計所得金額が125万円未満の者]	1.15	52,100円	53,100円	54,100円
第6段階	本人が市町村民税課税の者 [本人の合計所得金額が200万円未満の者]	1.25	56,600円	57,700円	58,800円
第7段階	本人が市町村民税課税の者 [本人の合計所得金額が400万円未満の者]	1.5	68,000円	69,300円	70,600円
第8段階	本人が市町村民税課税の者 [本人の合計所得金額が800万円未満の者]	1.75	79,300円	80,800円	82,300円
第9段階	本人が市町村民税課税の者 [本人の合計所得金額が800万円以上の者]	2.0	90,600円	92,400円	94,100円

介護報酬改定に伴う平成21年度及び平成22年度の介護保険料の上昇を抑制するために必要な経費を国が負担する緊急特別対策により、平成21年度及び平成22年度の介護保険料を上記のように軽減します。